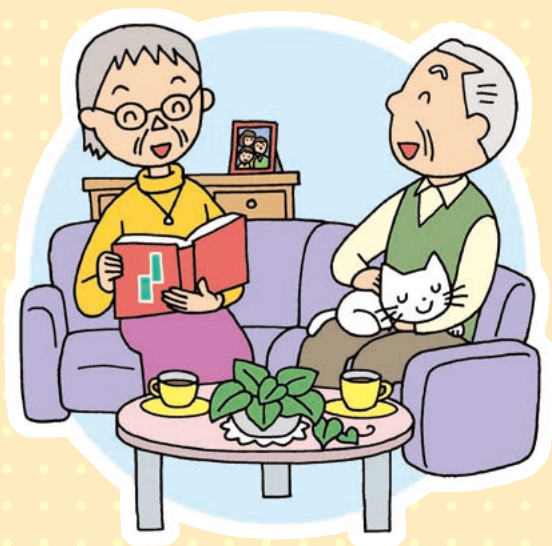


後期高齢者 医療制度の しくみ

平成29年度
保存版



京都府後期高齢者医療広域連合

もくじ

● 制度の運営	3
● 被保険者	4
● 保険証等と給付	5
「限度額適用・標準負担額減額認定証」について	7
入院したときの食事代等	8
(入院時食事療養費・生活療養費)	
医療費等を全額支払ったとき(療養費・移送費)	10
1カ月の医療費の自己負担が高額になったとき(高額療養費)	12
長期特定疾病の場合	15
年間の医療と介護の自己負担が高額になったとき(高額介護合算療養費)	16
被保険者が亡くなったとき(葬祭費)	16
交通事故等にあったとき	17
● 保険料	18
保険料の計算方法	18
保険料と費用負担のしくみ	19
所得の低い方の軽減措置	20
被扶養者であった方の軽減措置	20
保険料のお支払い方法	21
納期について	22
保険料は、医療給付の大切な財源です	23
特別な事情もなく保険料を滞納すると……	23
● お問い合わせ	24
● 後発医薬品を上手に選んでみませんか	27

制度の運営

後期高齢者医療制度は、京都府内のすべての市町村が加入する「京都府後期高齢者医療広域連合」が運営しています。また、被保険者の方の利便性を考慮し、各種届出等はお住まいの市町村で手続きできるようになっています。

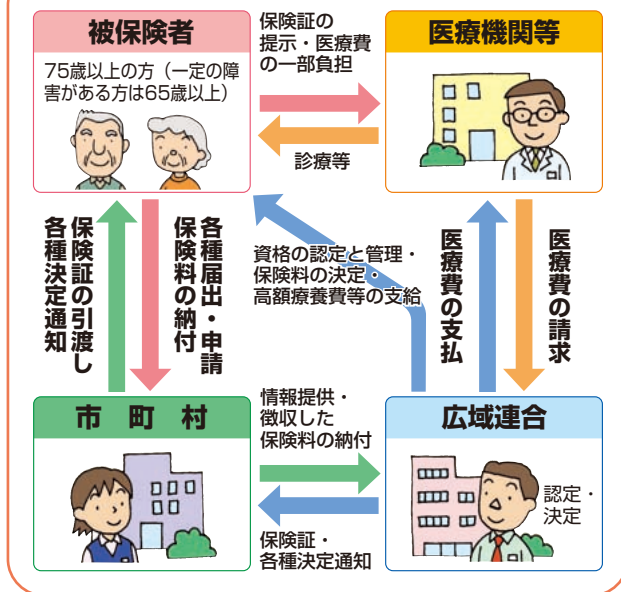
広域連合が行うこと

被保険者の認定や保険料額の決定、医療の給付等制度の運営を行います。

市町村が行うこと

被保険者への保険証の引渡し、被保険者からの各種届出や申請の受付、保険料の徴収、健康診査等を行います。

後期高齢者医療制度のしくみ



被保険者

①京都府内にお住まいの75歳以上の方

➡ **誕生日当日から**

②京都府内にお住まいの65歳以上75歳未満の一定の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方

➡ **認定を受けた日から**

※生活保護受給者は除きます。

※施設等に入所している場合等、京都府内にお住まいでなくても京都府の被保険者となる場合があります。また、京都府内にお住まいでも京都府の被保険者とならない場合もあります。（住所地特例）

①の申請は不要

②の申請に必要なもの

- 障害の程度が確認できる書類（国民年金（障害年金）の年金証書、身体障害者手帳等）
- 印かん
- 本人以外の方が申請する場合は、委任状と申請者の本人確認書類

障害認定を受けようとされる方はお住まいの市町村の担当窓口へ申請してください。

また、75歳になるまでは、いつでも将来に向かってこの申請を撤回することができます。

ご注意ください！

会社の健康保険等から後期高齢者医療制度に加入された場合は、それまで加入していた医療保険の資格喪失の手続きが必要な場合があります。

また、その被扶養者だった方は国民健康保険等に参加することになります（国民健康保険に関してはお住まいの市町村の担当窓口で必要な手続きをしてください）。

保険証等と給付

被保険者には「後期高齢者医療被保険者証」が一人に1枚交付され、医療費の負担割合「1割」又は「3割」が記載されています。

一般 ➡ **1割**

現役並み所得者 ➡ **3割**

- 平成28年中の住民税課税所得等で毎年8月に判定されますが、世帯状況や所得の変動等により、随時変更されることがあります。
- 一部負担金は、災害等の特別な事情により支払いが困難な場合は、減免されることがあります（申請が必要です）。

現役並み所得者とは

同じ世帯に一人でも住民税課税所得145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者*がいる方です。ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその世帯に属する被保険者の基礎控除（33万円）後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合を除きます。また、前年（1月から7月までの診療は前々年）の収入が次のいずれかにあてはまる方は、お住まいの市町村の担当窓口へ申請することにより1割負担となります。

*前年末時点で世帯主であり、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下の19歳未満の世帯員がいる方は、住民税課税所得から一定額が差し引かれます。

- 同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人の場合
（被保険者の収入額）……………383万円未満
- 同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上いる場合
（被保険者全員の収入額合計）……………520万円未満
- 同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、その収入が383万円以上であっても、70歳以上75歳未満の方がいる場合
（被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入額合計）……………520万円未満

申請に必要なもの

- 保険証
- 判定の対象となる方の収入がわかる書類
- 印かん
- 本人以外の申請の場合は、委任状と申請者の本人確認書類

病気やけがで診療等を受けるときや、医師の指示で訪問看護を受けるときは、必ず保険証を医療機関等に提示してください。医療費の1割又は3割を自己負担すれば、残りは後期高齢者医療制度が負担します。



- ※かかりつけ医やかかりつけ薬局を持ちましょう。
- ※被保険者自身の故意、危険運転や泥酔等による病気やけがには、保険証が使えません。
- ※「1割」の保険証の有効期間の途中で所得が増えるなどして「3割」の保険証が届いた場合は、月の途中でも新しい保険証を医療機関等に提示してください。新しい保険証の提示が遅れると、1割と3割の差額を後期高齢者医療から請求されます（過去にさかのぼって1割から3割に変わった場合も、過去5年以内の差額を請求されます）。
- ※有効期限が切れるときは、新しい保険証が原則郵送されます。有効期限が過ぎた保険証は使えません。
- ※京都府外への転出や生活保護開始等で被保険者でなくなったら、保険証を京都府内の市町村の担当窓口へお返してください。

お願い

- 保険証の記載内容を自分で書き直すと無効になりますので、住所の変更等が必要な場合は必ずお住まいの市町村の担当窓口へ届け出てください。
- 保険証を紛失したり破れて使えなくなったときは、お住まいの市町村の担当窓口へ届け出てください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

対象者は、「1割」の保険証をお持ちの方の中で**世帯全員が住民税非課税の方**です。「認定証」を医療機関で提示することで入院したときの食事代等が減額されます。お持ちでない方は、お住まいの市町村窓口で申請してください。

※申請日の属する月初日が発効期日となります。

※身寄りのない1人暮らしの方の緊急入院等のやむをえない事情により「認定証」を申請・提示できず、減額されない額を支払った場合には、申請により差額が支給されることがあります。

申請に必要なもの

- ①保険証 ②世帯全員の所得がわかる書類 ③印かん
- ④本人以外の申請の場合は、委任状と申請者の本人確認書類及び印かん

適用区分が「区分Ⅱ」と記載された「認定証」をお持ちの方が長期入院した場合

申請月以前12カ月で「認定証」をお持ちの期間中の入院日数が90日を超えた場合は、医療機関で長期該当年月日の記載のある「認定証」を提示することで一般病床に入院したときの食事代がさらに減額されます（申請日から適用されます）。上記の要件に該当する方は、お住まいの市町村窓口で申請してください。

申請に必要なもの

上記①～④に追加して以下の書類が必要になります。

- 入院期間がわかる医療機関の領収書等
- 申請月以前12カ月で加入している保険が変わった方は、京都府の後期高齢者医療制度に加入する前の保険の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の写し

入院したときの食事代等

(入院時食事療養費・生活療養費)

一般病床に入院したときは、食費の一部を自己負担します。



区分	1食当たりの食費
現役並み所得者・一般	360円※ ¹
低所得Ⅱ(区分Ⅱの認定証の提示が必要)	210円※ ²
低所得Ⅰ(区分Ⅰの認定証の提示が必要)	100円

※¹ 難病の方や、平成28年3月31日において、すでに1年以上継続して精神病床に入院中で、その後も継続して何らかの病床に入院している方は、260円。

※² 申請月以前12カ月で認定証をお持ちの期間中の入院日数が90日を超え、申請し、認定された場合は160円(京都府の後期高齢者医療制度に加入する前の保険で低所得Ⅱの認定証の交付を受けていた期間の入院日数も合算できます)。

療養病床に入院したときは、次の表のとおり食費と居住費の一部を自己負担します。

※人工呼吸器・静脈栄養等の入院医療の必要性が高い方や難病の方等は食費のみで、負担額は上の表と同じです。

食費

区分	1食当たりの食費
現役並み所得者・一般	460円*
低所得Ⅱ(区分Ⅱの認定証の提示が必要)	210円
低所得Ⅰ(区分Ⅰの認定証の提示が必要)	130円
老齢福祉年金受給者	100円

*医療機関の食事提供体制等により、420円の場合もあります。

●低所得Ⅱ 世帯員全員が住民税非課税である方。

●低所得Ⅰ 世帯員全員が住民税非課税で、かつ、全員の各所得(年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円の方又は老齢福祉年金を受給している方。

居住費(平成29年9月まで)

区分	1日当たりの居住費
以下に当てはまらない方	320円
医療の必要性の高い方 (指定難病の方を除く)	0円
指定難病の方 老齢福祉年金受給者	0円

居住費(平成29年10月から)

区分	1日当たりの居住費
以下に当てはまらない方	370円
医療の必要性の高い方 (指定難病の方を除く)	200円
指定難病の方 老齢福祉年金受給者	0円



医療費等を 全額支払ったとき（療養費・移送費）

次のような場合で医療費等を全額支払ったときは、お住まいの市町村の担当窓口へ2年以内に申請することにより、保険給付対象額が支給されます。

こんなとき	申請に必要なもの
外出先での急病等で保険証を提示できずに治療を受けたとき ※1点10円を超える計算で支払った場合でも、1点10円で計算します。	●診療内容明細書 ●領収書 ●保険証 ●印かん ●預貯金通帳
コルセット等の治療用装具を作ったとき ※治療上必要なものに限ります。症状固定後に日常生活上の必要性から作製する場合は、医療保険からは支給されません。 ※耐用年数以内の再作製は全額自己負担です。	●医師の意見書・装着証明書 ●領収明細書 ●保険証 ●印かん ●預貯金通帳
骨折・脱臼・打撲・捻挫等の負傷で柔道整復の施術を受けたとき（骨折・脱臼は、応急手当を除いて医師の同意が必要） ※医療上必要な施術に限ります。肩こり、筋肉疲労等や慢性症状は全額自己負担です。 ※往療（出張）は、やむを得ない場合のみ認められます。	●施術内容明細書 ●領収書 ●保険証 ●印かん ●預貯金通帳 ※一部の施術師では、医療費の1割又は3割を支払い、施術師を通じて申請できます。この場合は、預貯金通帳は不要。

こんなとき	申請に必要なもの
神経痛・リウマチ・五十肩等の痛みのある慢性病であり・きゅうの施術を受けたときや、筋麻痺・関節拘縮等でマッサージの施術を受けたとき（医師の同意書が必要） ※医師による有効な治療手段のないものに限ります。 ※医療上必要な施術に限ります。肩こり・筋肉疲労等は全額自己負担です。 ※往療（出張）は、やむを得ない場合のみ認められます。	●施術内容明細書 ●医師の同意書 ●領収書 ●保険証 ●印かん ●預貯金通帳 ※一部の施術師では、医療費の1割又は3割を支払い、施術師を通じて申請できます。この場合は、預貯金通帳は不要。
海外で、急病やけがで治療を受けたとき ※治療を目的に渡航した場合は支給されません。 ※日本で同様の治療を受けた場合の治療費と海外で支払った額を比べ、低い方で計算します。	●診療内容明細書 ●領収明細書 ●日本語翻訳文 ●パスポート ●同意書 ●保険証 ●印かん ●預貯金通帳
傷病で移動不能な患者が、治療を行える最寄りの医療機関に緊急移送されたとき ※通院や患者等の都合による転院は全額自己負担です。	●医師の意見書 ●領収明細書 ●保険証 ●印かん ●預貯金通帳
臓器等の移植において、採取医師派遣費用や臓器等搬送費用を負担したとき	
輸血のために親族以外から生血を購入したとき	●輸血証明書 ●領収書 ●保険証 ●印かん ●預貯金通帳

●本人以外の申請や、本人以外への振込を希望する場合は、委任状と委任を受けた方の本人確認書類が必要です。

※本人が亡くなった場合は、相続に関する書類等が必要です。

1カ月の医療費の自己負担が高額になったとき

(高額療養費)

1カ月の自己負担額が次の表の限度額を初めて超えた場合、申請書が送付されますので、お住まいの市町村の担当窓口へ2年以内に申請することにより、限度額を超えた額が支給されます。

申請に必要なもの

- 保険証 ●印かん ●預貯金通帳
- 本人以外の申請や、本人以外への振込みを希望する場合は、委任状と委任を受けた方の本人確認書類

※本人が亡くなった場合は、相続に関する書類等が必要です。
 ※2回目以降の申請は不要です。支給（振込）は最短で診療月の4カ月後です。第三者機関等が審査している医療費の額の確定が遅れると、支給も遅れます。
 ※同じ医療機関等（医科と歯科は別）でのひと月の支払は、外来は下の表の左欄、入院は下の表の右欄までで済みます（低所得Ⅰ・Ⅱに該当する方が低所得Ⅰ・Ⅱの限度額の適用を受けるには、7ページの「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。ただし、提示がなくても、高額療養費が支給されるので、最終的な負担は変わりません）。

●平成29年7月まで

区 分		自己負担限度額（月額）	
		外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
現役並み 所得者		44,400円	80,100円+1%*1 [44,400円]*2
一 般		12,000円	44,400円
低 所得	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

- *1 医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算
 *2 []内は、後期高齢者医療制度において、前月までの11カ月（例えば、8月分の場合は前年9月～当年7月）に世帯で3カ月以上右欄の限度額を超え、高額療養費の支給対象となっている場合の額

●平成29年8月から

区 分		自己負担限度額（月額）	
		外来 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
現役並み 所得者		57,600円	80,100円+1%*1 [44,400円]*2
一 般		14,000円*3	57,600円 [44,400円]*2
低 所得	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

- *1 医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算
 *2 []内は、後期高齢者医療制度において、前月までの11カ月（例えば、8月分の場合は前年9月～当年7月）に世帯で3カ月以上右欄の限度額を超え、高額療養費の支給対象となっている場合の額
 *3 年間（平成29年8月～平成30年7月）上限144,000円

高額療養費の計算のしかた

- ① まず、外来を個人ごとに計算します。
- ② 次に、外来+入院を世帯の合計等で計算します（この際、①で計算した高額療養費を差し引いて計算します）。
- ③ ①と②の合計を支給します。

●入院時の食事代や保険が適用されない差額ベッド代等は、計算の対象外です。

75歳の誕生月の自己負担限度額の特例

月の途中で75歳の誕生日を迎え、被保険者となった方の個人単位の自己負担限度額は、その月に限り通常月の2分の1になります（世帯単位の限度額は通常月と同額です）。

※1日生まれの方など、75歳の誕生月に加入している制度が後期高齢者医療制度のみの場合は、対象外です。

●平成29年7月まで

区 分		自己負担限度額（月額）		
		外来 （個人単位）	外来+入院 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
現役並み 所得者		22,200円	40,050円+1% ^{*1} [22,200円] ^{*2}	12ページの 表の右欄と 同じ
一 般		6,000円	22,200円	
低所得	区分Ⅱ	4,000円	12,300円	
	区分Ⅰ		7,500円	

*1 医療費が133,500円を超えた場合、超過額の1%を加算

*2 [] 内は、後期高齢者医療制度において、該当月の前月以前の11ヵ月（例えば、7月分の場合は前年8月～当年6月）に世帯で3ヵ月以上12ページの表の右欄の限度額を超え、高額療養費の支給対象となっている場合の額

●平成29年8月から

区 分		自己負担限度額（月額）		
		外来 （個人単位）	外来+入院 （個人単位）	外来+入院 （世帯単位）
現役並み 所得者		28,800円	40,050円+1% ^{*1} [22,200円] ^{*2}	13ページの 表の右欄と 同じ
一 般		7,000円	28,800円 [22,200円] ^{*2}	
低所得	区分Ⅱ	4,000円	12,300円	
	区分Ⅰ		7,500円	

*1 医療費が133,500円を超えた場合、超過額の1%を加算

*2 [] 内は、後期高齢者医療制度において、該当月の前月以前の11ヵ月（例えば、8月分の場合は前年9月～当年7月）に世帯で3ヵ月以上13ページの表の右欄の限度額を超え、高額療養費の支給対象となっている場合の額

長期特定疾病の場合

次の疾病の自己負担限度額（月額）は医療機関ごとに10,000円です。医療機関で「特定疾病療養受療証」を提示する必要がありますので、お住まいの市町村の担当窓口へ申請してください。



- 人工透析が必要な慢性腎不全
- 先天性血液凝固因子障害の一部
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

申請に必要なもの

- 保険証
- 医師の意見書、自立支援医療受給者証、直前に加入していた医療保険の特定疾病療養受療証のいずれか1点
- 印かん
- 本人以外の申請の場合は、委任状と申請者の本人確認書類

※連続携行式腹膜透析の透析液の院外処方を受けた場合は、薬局で10,000円を自己負担し、病院・診療所での自己負担はありません（院外処方開始月は、双方で自己負担します）。



年間の医療と介護の自己負担が高額になったとき（高額介護合算療養費）

同じ世帯内で、後期高齢者医療等の医療保険と介護保険の両方から給付を受け、年間（毎年8月分から翌年7月分まで）の自己負担額の合計が下の表の限度額を超えた場合（超えた額が500円以下のときを除く）、冬季に申請書が送付されますので、お住まいの市町村の担当窓口へ2年以内に申請することにより、超えた額が支給されます。

それぞれの保険の自己負担額で支給額をあん分し、それぞれの保険から支給されます。

区 分		医療保険＋介護保険の自己負担限度額 (年額)
現役並み所得者		67万円
一 般		56万円
低所得	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

※期間中（毎年8月～翌年7月）に他の医療保険から京都府後期高齢者医療に変わった方は、申請書が送付されないことがあります。申請には、前の医療保険や前の介護保険が発行する自己負担額証明書が必要です。

※期間中（毎年8月～翌年7月）に京都府内で介護保険が変わった方の申請には、前の介護保険が発行する自己負担額証明書が必要です。

※介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）の自己負担額は対象外です（総合事業については介護保険者（お手元の介護保険被保険者証の発行元）にご確認ください）。

被保険者が亡くなったとき（葬祭費）

被保険者がお住まいであった市町村の担当窓口にて2年以内に申請することにより、葬祭を行った方（喪主）に50,000円が支給されます。

申請に必要なもの

- 申請者の本人確認書類
（葬祭を行った方以外が申請する場合や、葬祭を行った方以外への振込を希望する場合は、委任状も必要）
- 葬祭を行ったことが確認できる葬祭の領収書や会葬礼状等
- 印かん ●預金通帳

交通事故等にあったとき

交通事故や犯罪・食中毒等の被害者となった場合は、加害者が過失割合に応じて医療費を負担（賠償）する必要がありますが、加害者からの支払が遅れて被害者の立替払いの負担が大きくなることを防ぐため、いったん後期高齢者医療制度で診療を受けることもできます（療養費等を除きます）。

この場合、あとで後期高齢者医療制度から加害者に医療費を請求しますので、警察だけでなく、お住まいの市町村の担当窓口へも必ず届け出てください。

必要なもの

- 第三者行為による被害届 ●事故発生状況報告書
- 同意書 ●保険証 ●印かん
- 自動車安全運転センター発行の事故証明書
（交付申請書は警察署・交番等にあります。）等



注意 示談の前に必ず市町村へ相談を

示談の内容によっては後期高齢者医療制度から加害者に医療費を請求できなくなり、その分を被害者に請求する場合がありますので、示談の前に必ずご相談ください。

保険料

保険料額は、均等割額（被保険者全員に均一にかかる金額）と所得割額（被保険者の所得に応じてかかる金額）の合計額で、被保険者一人ひとりに賦課されます。所得の低い方やこれまで会社の健康保険等の被扶養者として個人としては保険料負担がなかった方については保険料の軽減措置があります。



保険料の計算方法

京都府における

平成28年度・平成29年度の保険料（年額）

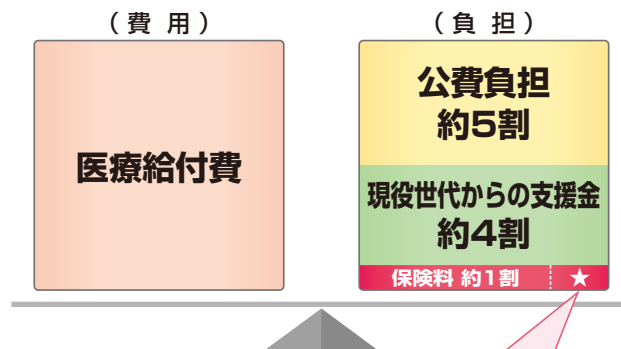
京都府の 保険料 （限度額 57万円）	=	均等割額 被保険者 一人当たり 48,220円	+	所得割額 （総所得金額等 －基礎控除額 （33万円） × 9.61% 京都府の所得割率
--------------------------------------	---	--	---	---

保険料と費用負担のしくみ

後期高齢者医療制度は、世代間で負担を分かち合い、支え合うしくみになっています。

医療給付にかかる費用の約5割は公費負担*、約4割は現役世代からの支援金で賄われ、残りの約1割が保険料です。

* 国・府・市町村が負担します。



★ 剰余金の活用
★ 財政安定化基金の活用
等により、保険料の上昇抑制に最大限努めています。



所得の低い方の軽減措置

●均等割額の軽減

所得の低い方は、世帯（被保険者全員と世帯主）の所得の合計に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。

総所得金額等（被保険者全員＋世帯主）が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
8.5割軽減の対象となる世帯のうち、被保険者全員が所得0円（ただし、公的年金控除額は80万円として計算）の世帯の方	9割*
基礎控除額（33万円）	8.5割*
基礎控除額（33万円）+27万円×被保険者の数	5割
基礎控除額（33万円）+49万円×被保険者の数	2割

●年金収入があり公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から、さらに15万円が控除されます。

●専従者給与（控除）及び譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

●被保険者の数は賦課期日（原則4月1日。年度途中で資格取得した場合は資格取得日）時点の人数です。

*本来は7割軽減ですが、特例措置により平成29年度も9割または8.5割軽減になります。

●所得割額の軽減

所得割額の算定にかかる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方について、平成29年度は特例措置により所得割額が**2割軽減**（※1）されます。

※1 平成28年度以前は5割軽減でしたが、見直しにより、平成29年度は2割軽減に変わります。

被扶養者であった方の軽減措置

制度加入の前日まで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった方は、当分の間、所得割額はかかりません。また、均等割額は本来資格取得時から2年間は5割軽減ですが、平成29年度は特例措置により**7割軽減**（※2）されます（国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は該当しません）。

※2 平成28年度以前は9割軽減でしたが、見直しにより、平成29年度は7割軽減に変わります。

保険料のお支払い方法

保険料はお住まいの市町村にお支払いいただきます。

対象となる年金額が年額18万円以上の年金受給者は、原則、年金から保険料をお支払いいただきます（特別徴収）。

それ以外の方は、口座振替、納付書等でお支払いいただきます（普通徴収）。

※介護保険料と合わせた保険料額が、対象となる年金額の2分の1を超える場合は口座振替、納付書等でお支払いいただきます。

※新たに被保険者となる方や転居した方は一定期間特別徴収を行わない等、特別徴収の対象となる方でも普通徴収となる場合があります。

特別徴収（年金からのお支払い）から口座振替によるお支払いへの変更を希望される方へ

保険料は、特別徴収が原則となりますが、申出により、口座振替によるお支払いを選択できます。

特別徴収から口座振替によるお支払いへの変更を希望される方は、お住まいの市町村の担当窓口へお申出ください。

なお、申出から特別徴収の中止まで3～4カ月かかります。詳しくはお住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

●世帯主・配偶者等、被保険者本人以外の口座からのお支払いの場合、所得税・住民税の社会保険料控除は、口座振替により支払った方の対象となります。

●保険料の滞納が見込まれる場合には、口座振替への変更が認められない場合があります。

納期について

●特別徴収（各納期の納付期日は年金支給日）

期	仮徴収			本徴収		
	1	2	3	4	5	6
納期	4月	6月	8月	10月	12月	2月

※仮徴収（第1～3期）における各期の徴収額は、原則として前年度の2月（第6期）にお支払いいただいた額です。

※本徴収（第4～6期）における各期の徴収額は、原則として7月に確定する保険料年額から、仮徴収された額を差し引いて3回に分けた額です。

●普通徴収（各納期の納付期日は市町村により異なります。）

期	1	2	3	4	5
納期	7月	8月	9月	10月	11月
期	6	7	8	9	
納期	12月	1月	2月	3月	

※市町村により随時納期（4～6月）がある場合があります。

保険料の減免及び徴収猶予について

災害等の特別な事情により、保険料の納付が困難な場合等に、申請により保険料の減額、徴収猶予が受けられることがあります。

- ①災害により居住する住宅・家財その他の財産に著しい損害を受けたとき
 - ②世帯主の死亡、疾病等又は事業の休廃止、失業等で著しく所得が減少したとき
 - ③刑事施設等に2カ月以上拘禁されたとき
 - ④被爆者健康手帳の交付を受けているとき
- 詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口にご相談ください。

保険料は、医療給付の大切な財源です

納付が困難なときは、必ず納付期日までにお住まいの市町村の担当窓口へご相談ください。



特別な事情もなく保険料を滞納すると……

- 通常より期限の短い保険証が交付されることがあります。
- 1年以上滞納が続いた場合は、保険証を返還いただき「被保険者資格証明書」が交付されることがあります。この場合は、医療費の全額をいったん自己負担する必要があります。
- 1年6カ月以上滞納が続いた場合は、保険給付が一時差し止められ、その給付額が滞納保険料に充てられることがあります。
- 財産の差押えを受けることがあります。

健やかな生活を送るために 健康診査を受診しましょう！

糖尿病や脳卒中等の生活習慣病を早期に発見し、適切に治療につなげて重症化を予防するために、特に自覚症状等がなくても、1年に1回、健康診査を受診しましょう。実施時期等は市町村によって異なりますので、お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。



お問い合わせ (平成29年6月現在)

【京都市】

区役所・支所 出張所名	担当課名	電話番号
北 区 役 所	保険年金課	(075)432-1257
上京区役所	保険年金課	(075)441-5130
左京区役所	保険年金課	(075)702-1168
中京区役所	保険年金課	(075)812-2583
東山区役所	保険年金課	(075)561-9197
山科区役所	保険年金課	(075)592-3105
下京区役所	保険年金課	(075)371-7252
南 区 役 所	保険年金課	(075)681-3328
右京区役所	保険年金課	(075)861-2032
京北出張所	保健福祉第一担当	(075)852-1815
西京区役所	保険年金課	(075)381-7406
洛 西 支 所	保険年金課	(075)332-9297
伏見区役所	保険年金課	(075)611-1864
深 草 支 所	保険年金課	(075)642-3809
醍 醐 支 所	保険年金課	(075)571-6568

【京都市以外の市町村】

市町村名	担当課名	電話番号
福知山市役所	保 險 課	(0773)24-7018
舞鶴市役所	保険医療課	(0773)66-1075
綾部市役所	市民・国保課	(0773)42-4246
宇治市役所	年金医療課	(0774)21-0413

市町村名	担当課名	電話番号
宮 津 市 役 所	市民課国保年金係	(0772)45-1616
亀岡市役所	保険医療課	(0771)25-5026
城陽市役所	国保医療課	(0774)56-4039
向日市役所	医療保険課	(075)931-1111(代)
長岡京市役所	医療年金課	(075)951-2121(代)
八幡市役所	国保医療課	(075)983-1111(代)
京田辺市役所	国保医療課	(0774)64-1374
京丹後市役所	保険事業課	(0772)69-0220
南丹市役所	保健医療課	(0771)68-0011
木津川市役所	国保年金課	(0774)75-1214
大山崎町役場	健 康 課	(075)956-2101(代)
久御山町役場	国保健康課	(075)631-9913
井手町役場	保健医療課	(0774)82-6166
宇治田原町役場	介護医療課	(0774)88-6610
笠置町役場	保健福祉課	(0743)95-2301(代)
和束町役場	税 住 民 課	(0774)78-3005
精華町役場	国保医療課	(0774)95-1929
南山城村役場	保健福祉課	(0743)93-0104
京丹波町役場	住 民 課	(0771)82-3803
伊根町役場	住民生活課	(0772)32-0503
与謝野町役場	保 健 課	(0772)43-9022

各種届け出や申請の受付・保険料のご相談などはお住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口へお問い合わせください（電話番号は24・25ページに掲載しています）。

こんなとき	届け出に必要なもの	いつまでに
京都府外・海外から転入したとき	●負担区分等証明書 ●印かん	14日以内
京都府内で住所が変わったとき	●保険証 ●印かん	14日以内
京都府外・海外へ転出するとき	●保険証 ●印かん	14日以内
被保険者が亡くなったとき	●保険証 ●印かん	14日以内
生活保護を受けるようになったとき	●生活保護受給証明書等 ●保険証 ●印かん	14日以内

平成28年1月から届け出・申請等のほとんどの手続に個人番号(マイナンバー)が必要になりました。

各種届け出・申請等の手続（一部を除きます）には、被保険者の個人番号の記入のため、個人番号カード又は、他の個人番号確認書類（※1）と届出・申請者の本人確認書類（※2）が必要です。

- ※1 個人番号の通知カード、個人番号が記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書のいずれか。
- ※2 公的機関から発行された次のもののいずれか。
- 運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・在留カードなど、顔写真があるものは1点。
 - 健康保険証・介護保険証・年金手帳など、顔写真がないものは2点。

この冊子は平成29年5月現在の情報により作成しています。今後、制度の見直しにより記載内容が変更されることがあります。
発行／京都府後期高齢者医療広域連合
京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620 COCON烏丸5階
電話075-344-1202

希望表示カード付き

（ジェネリック医薬品）

後発医薬品を上手に選んでみませんか。

※後発医薬品について詳しくは裏面をご覧ください。



医師や薬剤師に希望を伝えにくい場合は、下の「後発医薬品希望カード」を切り取って診察券や処方箋と一緒にお出してください。

ジェネリック医薬品

後発医薬品
希望カード



私は後発医薬品を希望します。

※後発医薬品を希望される方はこのカードを診察券や処方箋と一緒に出すか、医師・薬剤師に相談してください。

後発医薬品とは

先発医薬品の特許が切れた後に販売される同じ有効成分をもつ比較的安いお薬のことで、患者様の負担の軽減や医療保険財政の改善に役立つものです。



有効性・安全性は先発医薬品と同じです

これまで効き目や安全性が実証されてきた先発医薬品と同等であることを試験で確認して承認されたものです。また、先発医薬品と同じ品質基準に基づいて製造されています。

留意していただきたいこと

- すべての薬に後発医薬品があるわけではありません。
- 医療機関や薬局に在庫がない場合もあります。
- 先発医薬品と後発医薬品では、有効成分以外の成分（有効成分を保護し、苦みを和らげ、溶ける時間を調節する成分等）、医薬品の形や大きさに違いがあり、患者様によっては特定の薬が適さない場合があります（アレルギー反応等は、先発医薬品でも後発医薬品でも起こり得ます）。

後発医薬品について、気になることがあれば、医師・薬剤師にご相談ください。



generic

医師・薬剤師の先生へ
可能であれば
後発医薬品をお願いします。

- このカードは保険証・診察券などと一緒にお願いします。



氏 名

京都府後期高齢者医療広域連合